

2024

くらしの便利帳

(保健福祉課 抜粋版)



比布町

目 次

妊娠・出産	6
①母子健康手帳の交付・妊産婦健康診査の助成	6
②妊産婦健康相談	6
③妊婦訪問	6
④妊婦サポート119	6
⑤産婦・新生児訪問	6
⑥不妊治療費助成	6
子育て支援・サポート	7
①子ども誕生記念品・子育て応援記念品	7
②子育て等相談	7
③すくすく子育て講座	7
④産前産後家事・育児サポート	7
⑤産後ケア	7
⑥子育て支援訪問（乳児期）	7
⑦子育てサポート「ハッピー」	7
⑧こどものひろば	8
⑨保育所への入所	8
⑩放課後児童クラブの開設	8
⑪上川中部子ども通園センター（ぽっかぽか教室）	8
⑫一時預かり	9
⑬上川中部こども緊急さぽねっと	9
子どもの健康・医療	10
①乳児健康診査	10
②幼児健康診査	10
③いちごっ子ヘルスアップ健診	10
④子ども医療費助成	10
⑤高校生等医療費助成	10
⑥未熟児養育医療	11

⑦子どもの予防接種	11
児童・母子（父子）の福祉	12
①ひとり親家庭等医療費助成	12
②児童手当	12
③子どもすこやか手当	12
④児童扶養手当	13
健康診査・各種検診	14
①健康診査（一般健康診査、特定健診、後期高齢者健診）	14
②胃・肺・大腸・前立腺がん検診	14
③子宮・乳がん検診	14
④その他検診、検査	14
⑤訪問指導	15
⑥健康相談	15
健康づくり	16
①生活習慣病予防講演会	16
②地区健康相談及び健康講座	16
③比布町体育協会	16
④ぴっぴスポーツクラブ	16
⑤比布町歩くスキー同好会	16
障がい者（児）への支援	17
①身体障害者手帳の交付	17
②療育手帳の交付	17
③精神障害者保健福祉手帳の交付	17
④重度心身障がい者（児）医療費助成	17
⑤精神疾患入院医療費助成	18
⑥重度障がい者（児）交通費助成	18
⑦精神障がい者バス料金助成	18
⑧腎臓機能障がい者（児）通院交通費助成	18
⑨バス運賃割引制度	18

⑩ J R運賃割引制度	18
⑪ タクシー利用料金割引制度	18
⑫ 高速道路利用料金割引制度	19
⑬ 航空運賃割引制度	19
⑭ NHK受信料免除	19
⑮ 携帯電話基本使用料の割引	19
⑯ 駐車禁止規制の適用除外	19
⑰ 特別児童扶養手当	19
⑱ 障害児福祉手当	20
⑲ 特別障害者手当	20
⑳ 心身障がい者（児）扶養共済制度	20
㉑ 心身障がい者（児）施設通所費助成	20
㉒ 自立支援医療の給付	20
㉓ 障がい福祉サービス	20
㉔ 支援が必要な児童を対象としたサービス	22
㉕ 補装具の交付	23
㉖ 日常生活用具の給付	23
㉗ 身体障害者福祉協会	23
㉘ 上川中部基幹相談支援センター	23

介護保険制度.....24

① 認定申請	24
② 介護認定	24
③ 介護（予防）サービス計画（ケアプラン）の作成	25
④ 通所介護（デイサービス）	25
⑤ 通所リハビリテーション（デイケア）	25
⑥ 訪問介護（ホームヘルプ）	25
⑦ 訪問リハビリテーション	25
⑧ 訪問入浴介護	25
⑨ 訪問看護	25
⑩ 居宅療養管理指導（訪問指導）	25
⑪ 福祉用具の貸与	25
⑫ 福祉用具購入費の支給	26

⑬住宅改修費の支給	26
⑭短期入所生活介護(ショートステイ)・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	26
⑮特定施設入居者生活介護	26
⑯認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	26
⑰介護予防・生活支援サービス	26
⑱介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	27
⑲介護老人保健施設(老人保健施設)	27
⑳介護医療院(療養型病床など)	27
㉑施設に入所したときの食事代など	27
㉒高額介護サービス費	27
㉓高額医療・介護合算制度	27
㉔社会福祉法人利用者・在宅サービス利用者の負担軽減	28
㉕介護手当の支給	28
㉖介護用品の支給	28

高齢者への支援.....29

①総合相談	29
②生きがいデイサービス	29
③生きがいショートステイサービス	29
④生きがいホームヘルプサービス	29
⑤除雪サービス	29
⑥門口除雪サービス	30
⑦配食サービス	30
⑧寝具洗濯乾燥消毒サービス	30
⑨介護用品の助成	30
⑩緊急通報システムの貸与	30
⑪車いすの無償貸与	31
⑫宅配サービス	31
⑬権利擁護	31
⑭旭川地域“SOSやまびこネットワーク”	31
⑮介護予防	32
⑯高齢者記念品	32
⑰高齢者の予防接種	32

⑱一人暮らし高齢者等 ごみ戸別収集	32
⑲高齢者等移動支援サービス(ぴぴたく)	33
高齢者の生きがいづくり	34
①各種サークル・教室活動	34
②老人クラブ活動	34
③老人クラブ趣味の愛好会活動	34
④白寿大学	34
⑤高齢者事業団	34
⑥ふれあいいきいきサロン	35
国民健康保険制度	36
①医療機関での窓口負担の割合	36
②保険税	36
③高額療養費・入院した時の食事代など	37
④療養費	38
⑤出産育児一時金・葬祭費・移送費など	38
⑥保険証が使えない診療	38
☆☆このようなときは 14日以内 に国保窓口へ届け出を☆☆	39
後期高齢者医療制度	40
①対象者	40
②保険料	40
③医療機関での窓口負担の割合	41
④高額療養費・入院したときの食事代など	41
⑤療養費	42
⑥葬祭費・移送費など	42
⑦保険証が使えない診療	42

妊娠・出産

【お問い合わせは】

- 保健センター（保健福祉課健康推進係） 85-2555

①母子健康手帳の交付・妊産婦健康診査の助成

妊婦届出をされた方に母子健康手帳と妊婦健康診査（14回分）及び産婦健康診査（2回分）の受診票を交付します。

●母子健康手帳

妊娠、出産、育児に関する健康記録です。

妊娠、乳幼児期に関する保健や育児情報が記載されています。

●妊婦健康診査の助成

妊婦健康診査及び超音波検査をそれぞれ14回分無料で受けられるよう助成します。

●産婦健康診査の助成

産後の健康診査を2回分無料で受けられるよう助成します。

●申込先／保健センター

②妊産婦健康相談

妊娠、出産、育児に関することの相談に随時応じています。

●場所／保健センター

③妊婦訪問

保健師や栄養士が妊婦のご自宅に訪問し、妊娠期の身体や栄養面、赤ちゃんとの生活についての相談支援を行います。

④妊婦サポート119

急な腹痛や体調の変化が起き、家族の不在で受診手段がない場合に、救急車で医療機関へ搬送します。利用は無料ですが事前登録が必要です。

●対象者／町内在住の妊婦、町内に里帰りする妊婦

●登録先／保健センター

⑤産婦・新生児訪問

保健師がご自宅に訪問し、産後の心身面、赤ちゃんの発育等について相談支援を行います。

⑥不妊治療費助成

一般・生殖補助医療及び先進医療に要した費用の一部を助成します。

●申込先／保健センター

子育て支援・サポート

【お問い合わせは】

- 保健福祉課こども未来係・国保医療係 85-4804
- 保健センター（保健福祉課健康推進係） 85-2555

①子ども誕生記念品・子育て応援記念品

子どもたちが比布町をいつまでも心のよりどころとし、心身ともに健やかに成長することを願い、子どもの誕生を祝福して記念品を贈ります。

出産されたお母さんに、これからの子育てを応援する気持ちを込めて記念品を贈ります。

②子育て等相談

子どもの健康・発育・子育てに関する不安や悩みなどについて、随時、保育士・保健師・栄養士による家庭訪問や相談支援を行います。

- 対象者／乳幼児と保護者
- 場所／子育て支援センター（保健センター内）

③すくすく子育て講座

3歳未満の乳幼児がいる保護者を対象とし、こどものひろばで育児講演会などを行います。

- 場所／子育て支援センター（保健センター内）

④産前産後家事・育児サポート

産前産後に体調不良等により、家事や育児の支援を必要とする家庭にヘルパーを派遣して、調理・洗濯・掃除・上の子のお世話等のお手伝いをします。

- 対象者／妊婦・産後1年未満の産婦

⑤産後ケア

出産後、育児不安や負担を軽減するため、助産師から赤ちゃんのケアや授乳指導、育児相談等を受けることができます。宿泊型と日帰り型、訪問型の3形態からお選びいただけます。

- 対象者／産後1年未満の産婦

⑥子育て支援訪問（乳児期）

子育て支援センター保育士等がご自宅に訪問し、赤ちゃんの発達や子育て等相談支援を行います。

- 申込先／子育て支援センター（保健センター内）こども未来係

⑦子育てサポート「ハッピー」

登録制の子どもの一時預かりサービスで、「子どもの預かりを希望する人（利用会員）」と「子どもを預かる人（スタッフ会員）」がお互いに会員となって助け合います。

- 内容
 - ・ 保育園や学校放課後児童クラブなどの開始前、終了後などの預かり
 - ・ 学校休業日、兄弟の通院や参観日のときなどの預かり
 - ・ 冠婚葬祭や買い物などの外出のときの預かり
 - ・ 臨時的、突発的な用事のときの預かりなど
- スタッフ会員の要件

町内に在住している20歳以上の方で、資格や経験は問いませんが、スタッフ講習会を受講していただくことになります。

- サポートする子どもの年齢
0歳（生後1ヵ月）～小学6年生

- 問合せ先
子育てサポート「ハッピー」事務局（こども未来係内）

⑧こどものひろば

入園前の親子を対象に、遊びや育児に関するの情報提供や保護者同士の交流の場として開催しています。町民カレンダーに掲載日を掲載しています。

- 開催日／平日（火・木午前のみ）
- 時間／午前9時～午前12時、午後1時～3時
- 場所／保健センター

⑨保育所への入所

保護者の労働又は疾病その他の理由により児童を保育できない場合に、児童を保育します。労働状況に応じて、比布町以外の保育所への広域入所が可能です。

		くるみ保育園	うれしば保育園ぴっぴ
開園日		月曜日～土曜日（日曜・祝日・年末年始は休園）	
保育時間	標準	7:00～18:00	7:30～18:30
	短時間	8:30～16:30	8:30～16:30
	延長	18:00～18:30	—
定員		90人	19人
保育料		扶養義務者全員の課税状況や児童の年齢人数などにより決定します。保育料は町が助成することで国の基準額より軽減されています。3歳から5歳児クラスは国の制度により無償です。	

- 申込先／こども未来係、各保育園

⑩放課後児童クラブの開設

日中、仕事などで児童を保育できない家庭を対象に、「放課後児童クラブ」を開設しています。ドッジボールなどのスポーツ、読書や工作などをして楽しく過ごしています。

- 対象者／小学生
- 開設日／月曜～土曜（学校の長期休業中も開設）
- 場所／比布中央学校
- 利用料／月額4,000円
- 申込先／教育委員会文化振興係

⑪上川中部子ども通園センター（ぽっかぽか教室）

比布町・当麻町・愛別町・上川町が共同で当麻町に開設しています。身体・言語・情緒の発育に心配や悩みがある子どもとその親に対して、専門スタッフによる相談・指導を行います。

- 内容
0歳から18歳までのお子さんの相談支援及び就学前のお子さんの療育支援を行います。子どもの発達に応じた個別やグループでの遊び、来所・電話での発達相談も行っています。

- 対象者／0歳から18歳までのお子さんとその親
- 問合せ先／上川中部子ども通園センター

⑫一時預かり

こどものひろばやうれしば保育園ぴっぴで一時預かりをします。

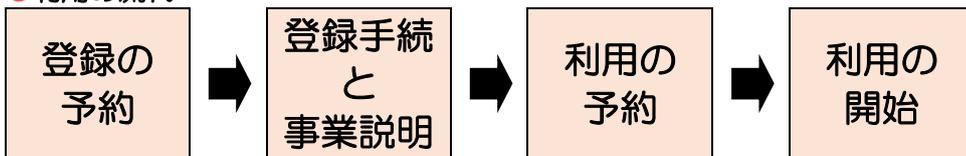
- 内容
 - ・保育園や放課後児童クラブなどの開始前、終了後などの預かりや送迎
 - ・学校休業日、兄弟の通院や参観日などの預かり
 - ・冠婚葬祭や買い物などの外出のときの預かり
 - ・子どもが軽度の病気の場合や臨時的、突発的な預かりなど
- サポートする子どもの年齢
 - ・こどものひろば…0歳から就学前まで
 - ・うれしば保育園ぴっぴ…0歳から2歳まで
- 申込先／こども未来係、うれしば保育園ぴっぴ

⑬上川中部子ども緊急さぼねっと

養育者の都合により、子どもを一時預かりしてほしい場合に事前予約をすることで有償で協力を仰ぐことができます。お子様の健康状態や利用時間帯などによって利用料金が変わります。

- サポートする子どもの年齢
0歳（生後1ヵ月）～6年生

●利用の流れ



※登録には事前の予約が必要です

●利用料金

健康状態・内容	利用時間	利用料金
元気なときの預かり ・養育者が外出、リフレッシュしたいとき ・急な残業などで、お迎えが間に合わない時 ・養育者が体調不良の時 など	7:30～18:00	1,000円／1時間
	18:00～23:00	1,200円／1時間
病気のための預かり ・子どもの急な発熱などで 保育園・幼稚園に預けられない時 など	7:30～18:00	1,000円／1時間
宿泊での預かり ・養育者の急な出張 ・養育者の急な入院 など	18:00～翌8:00	3歳以上／10,000円 3歳未満／12,000円

※登録料、会費などは必要ありません

※交通費・食費などは実費でお支払いいただきます

- 問合せ先
旭川NPOサポートセンター

子どもの健康・医療

【お問い合わせは】

- 保健福祉課こども未来係・国保医療係 85-4804
- 保健センター（保健福祉課健康推進係） 85-2555

①乳児健康診査

生後4・7・10・12カ月前後の児を対象に、身体計測、小児科医の診察、保健師や栄養士による個別相談、歯科衛生士による歯科相談を行います。

- 場所／保健センター

②幼児健康診査

1歳6カ月児と3歳児を対象に、身体計測、小児科医の診察、歯科医師の診察、保健師や栄養士による個別相談、歯科衛生士による歯科相談などを行います。

- 場所／保健センター

③いちごっ子ヘルスアップ健診

小児期からの生活習慣病予防を目的に血液検査等をおこない、結果について保健師・栄養士による生活上のアドバイスを行います。

- 対象者／5年生・8年生
- 申込先／保健センター

④子ども医療費助成

対象年齢の子どもについて、入・通院（保険対象分）の医療費自己負担分、初診時一部負担金を全額助成します。所得制限はありません。

- 内容／
 - ・ 町内及び旭川市内で診療を受けた場合
保険証の提示または電子資格確認を受けて、子ども医療費受給者証を提示すると、医療費にかかる医療機関窓口での負担はありません
 - ・ 上記以外で診療を受けた場合
医療費をいったんお支払いいただき、子どもの名前の入った領収証、還付先の金融機関口座を持参の上、国保医療係に申請してください。
- 対象者／15歳到達後の最初の3月31日まで
- 申請先／国保医療係

⑤高校生等医療費助成

対象年齢の子どもについて、入・通院（保険対象分）の医療費自己負担分を町商工会発行の商品券で申請により助成します。所得制限はありません。

- 内容／申請後助成金額を確定し、後日、町商工会で引換できる「商品券引換券」を自宅に郵送します。
なお、500円未満の端数は端数処理とするため、助成できません。
- 対象者／高校生年齢相当の学生又は親などに扶養されている方
（18歳到達後の最初の3月31日までの方）
- 申請に必要なもの／医療機関で発行された領収証原本
（保険診療分で自己負担額がわかるもの。レシート不可）
学生証もしくは保険証など対象者であることがわかるもの
- 申請先／国保医療係

⑥未熟児養育医療

身体の発達が未熟なまま出生した乳児に係る入院医療費を助成します。

- 対象者／出生児の体重が2,000グラム以下で、生活力が弱いなど一定の症状があり、医師が入院医療を必要と認める生後1年未満の乳児
- 内容／健康保険が適用となる入院医療費の自己負担を町で助成します。比布町子ども医療費助成制度を併用しますので、徴収金などは発生しません。
- 申請に必要なもの／医師の意見書、保険証、前年分の所得税額の分かるもの
- 申請先／国保医療係

⑦子どもの予防接種

●法律で決められている予防接種

定期接種は無料で受けることができます。（予診票は保健センターからお渡します）

	種別	接種時期・期間等	時期	場所			
定期 接種	五種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 ヒブ)	1期初回として生後2～12カ月の間に20日以上56日までの間隔をあけて3回接種 1期初回接種終了後6～13カ月までの間隔をおいて1回接種	通年	旭川市内の 予防接種 実施医療機関			
	二種混合 (ジフテリア 破傷風)	2期として小学6年生で二種混合を接種					
	麻しん 風しん	1期は生後12～24カ月までの間に1回接種 2期は5歳以上7歳未満の間に1回接種（いわゆる年長児）					
	小児用 肺炎球菌	初回接種開始は生後2～7カ月の間とし27日以上の間隔をおいて3回接種 追加接種は生後12～15カ月を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回接種					
	日本脳炎	I期			生後6月～90 月に至るまで の間	初回	6日～28日の間隔で2回接種
						追加	初回終了後6月～12月の間隔で1回接種
		II期			9歳以上12歳	1回接種	
	BCG（結核）	生後5～8カ月の間に1回接種					
	ロタワクチン	ロタリックスは生後24週までに2回接種 ロタテックは生後32週までに3回接種					
	水痘	生後12～36カ月に至るまでの間に2回接種（1回目から2回目の接種間隔は、6～12カ月までの間隔をおいて接種）					
HPV	中学1年生から高校1年生の間 接種回数3回（ワクチにより2回の場合もあり）						

	予防接種名	対象年齢	補助回数	助成上限額※
任意 接種	季節性 インフルエンザ	生後6カ月から高校生年齢相当まで 妊婦の方	一人2回	1,500円
	おたふくかぜ	1歳から就学前まで	一人2回	2,000円
	風しん	平成2年4月1日までに生まれた町民で、 ①妊娠を予定または希望している女性 ②妊娠している女性の夫で、昭和54年4月2日から 平成2年4月1日以前に生まれた方	一人1回	6,000円

※生活保護世帯については全額無料とします。

- 問合せ先／保健センター

児童・母子(父子)の福祉

【お問い合わせは】

- 保健福祉課こども未来係・国保医療係 85-4804
- 教育委員会文化振興係 85-2262

①ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の経済的な負担の軽減、病気の早期治療を支援するため、医療費負担割合を軽減又は自己負担分を助成します。

●対象者

- 配偶者がいない（行方不明、重度心身障がい者を含む）家庭の母又は父と児童（18歳到達後の最初の3月31日まで）
- 両親のいない児童（18歳到達後の最初の3月31日まで）
※学生の方は申請により20歳に達する月まで

●内容

- 住民税課税世帯の方は医療費の自己負担割合を1割に軽減
【自己負担上限月額】
通院・・・18,000円 入院・・・57,600円
上限を超えた医療費は高額療養費として支給しますので、領収証を添えて申請してください。
- 15歳到達後の最初の3月31日までの児童は医療費の自己負担分を全額助成
- 住民税非課税世帯の方は医療費の自己負担分を全額助成
※母又は父は入院のみ助成

●所得制限

対象者及び同居の扶養義務者などの所得が限度額以上であるときは、助成を受けることができません。（15歳到達後の最初の3月31日までの者を除く）

●申請先／国保医療係

②児童手当

次代を担う児童が健やかに成長することを支援するために支給します。

●対象者

15歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育している方

●支給月

原則として6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給

●支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学生修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円
所得制限以上	一律 5,000円

※所得上限以上の場合は至急されません

●申込先／こども未来係

③子どもすこやか手当

多子家庭の経済的な負担軽減を図り、子どもたちがより健やかに成長できる環境づくりを支援するため「子どもすこやか手当」を支給します。

●対象者／18歳到達後の最初の3月31日までの子どもを3人以上養育している方で、第3子以降が15歳到達後最初の3月31日まで

●支給月／原則として6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給

●支給額／第3子以降一人につき 月額5,000円

●申込先／こども未来係

④児童扶養手当

離別や死別などで父又は母のいない家庭や実質的に父又は母が不在の状態にあるとき、児童（18歳到達後の最初の3月31日まで。心身に障がいのあるときは20歳の誕生日の前日まで）を監護する母、児童を監護しかつ生計を同じくしている父、父母に代わって養育している方に手当が支給されます。

※公的年金を受給されている方は、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を児童扶養手当として支給されます。

また、障害年金を受給されている方は、障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として支給されます。

●支給額（全額支給の場合）

第1子……………月額45,500円

第2子……………月額10,750円加算

第3子以降……………月額6,450円加算

※本人などの所得額により手当の一部又は全部が停止されるなど一定の条件があります

●申込先／こども未来係

健康診査・各種検診

【お問い合わせは】

● 保健センター（保健福祉課健康推進係） 85-2555

健康診査や各種検診は、さまざまな病気を早期に発見するとともに、各自の健康状態をチェックできます。健康づくりのためには、健（検）診で得られた結果を理解して、毎日の生活の中に生かしていくことが大切です。

①健康診査（一般健康診査、特定健診、後期高齢者健診）

種 類	対象年齢（年度末年齢）	内 容	自己負担額 ^{*1}
一般健康診査	20～39歳の方 生活保護受給者	問診、診察、身体測定、血圧、血液検査（血糖、肝臓機能、脂質、貧血、腎機能） 尿検査、心電図、眼底検査	1,000円
特定健診	40～74歳の受診時に比布町国民健康保険に加入している方		1,000円
後期高齢者健診	75歳以上の後期高齢者医療保険加入者 65～74歳の後期高齢者医療保険加入者	*個別健診は若干項目が異なります。	500円

※生活保護受給者は無料です。

②胃・肺・大腸・前立腺がん検診

種 類	対象年齢（年度末年齢）	内 容	自己負担額
胃がん検診	30歳以上の方	胃バリウム検査（50歳以上の方）	1,500円
肺がん検診		胸部レントゲン	500円
		喀痰検査（レントゲン受診者のみ対象）	500円
大腸がん検診		便潜血検査	500円
前立腺がん検診	50歳以上の方	血液検査	900円

健康保険の種類は関係ありません。

③子宮・乳がん検診

種 類	対象年齢（年度末年齢）	内 容	自己負担額
子宮がん検診	20歳以上の女性	頸部・超音波	1,900円
乳がん検診	30歳以上49歳以下の女性	マンモグラフィ 2方向＋視触診	2,200円
	50歳以上の女性	マンモグラフィ 1方向＋視触診	1,800円

健康保険の種類は関係ありません。

④その他検診、検査

種 類	対象年齢（年度末年齢）	内 容	自己負担額
エキノコックス症検査	20歳以上の方（対象地区を5つに分けて実施し一人5年に1回対象） 中央学校8年生	血液検査	無料

⑤訪問指導

保健師や栄養士が生活習慣病などの病気に関すること、日常生活や食生活に関する相談など自宅に訪問し、本人及び家族への健康保持増進のための支援を行います。

⑥健康相談

生活習慣病などの病気に関することや日常生活・食生活など健康増進及び疾病予防のための相談に応じます。

- 対象者／血圧測定、栄養相談、その他健康に関して心配や疑問のある方
- 場所／保健センター

健康管理のために健診を受けましょう！

健康づくり

【お問い合わせは】

- 保健センター（保健福祉課健康推進係） 85-2555
- 教育委員会スポーツ振興係 85-2262

①生活習慣病予防講演会

健康に対する意識を高め、生活習慣病を予防することを目的に講演会を行います。

- 問合せ先／保健センター

②地区健康相談及び健康講座

健康の保持・増進のため、地域や団体からの要望に応じて、保健師や栄養士が健康相談、生活習慣病から血管を守る方法についてお話しします。

- 問合せ先／保健センター

③比布町体育協会

スポーツ活動を行うため、協会に加盟している団体が10団体あり、定期的な練習や町民を対象として大会も開催されています。

団体名	活動日
ソフトテニスクラブ	随時
野球部	随時
剣道連盟	火曜・木曜・金曜
卓球部	火曜・木曜・土曜
バドミントクラブ	火曜・木曜
スキークラブ	随時
バレーボール部	水曜・金曜
パークゴルフ協会	随時
ゴルフクラブ	随時
ミニバレー部	木曜・土曜

- 問合せ先／スポーツ振興係

④びっぴスポーツクラブ

子どもから高齢者までスポーツを楽しめる団体とし発足し、大人はミニバレー、フロアカーリング、子どもは陸上競技、ドッジボール、タグラグビーなどを行っています。

- 活動日／火曜・木曜・土曜
- 問合せ先／スポーツ振興係

⑤比布町歩くスキー同好会

健康と体力づくり、心肺機能強化や生活習慣病の予防を目的に発足し、百年記念公園やグリーンパークにコースを整備して活動を行っています。

- 問合せ先／スポーツ振興係

障がい者(児)への支援

【お問い合わせは】

- 保健福祉課福祉係・国保医療係 85-4804
- 上川中部基幹相談支援センター 84-7111

①身体障害者手帳の交付

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた場合に、障がいの程度に応じて身体障害者手帳1級～6級の交付を受けることができます。

- 申込先／福祉係

②療育手帳の交付

児童相談所又は心身障害者総合相談所において、知的障がいであると判定された場合に、療育手帳A又はB判定の交付を受けることができます。

- 申込先／福祉係

③精神障害者保健福祉手帳の交付

一定程度の精神障がいの状態にあることが認定された場合に、精神障害者保健福祉手帳1級～3級の交付を受けることができます。

- 申込先／福祉係

④重度心身障がい者(児)医療費助成

重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に医療費の一部を助成します。

●対象者

- 身体障害者手帳1級と2級及び3級の内部障がいの方
- 療育手帳「A」判定の方
- 精神科医が「重度の知的障がい者」と判断した方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方

●内容

世帯の住民税課税状況により、医療機関窓口での自己負担は次のとおりです。

区 分		受給者証の種類	自己負担
一般 (65歳未満)	中学生以下	障 初	な し
	非課税世帯		
	課税世帯	障 課	1 割
高齢者 (65歳以上)	非課税世帯	老 初	な し
	課税世帯 (一般)	発行なし	1 割
	課税世帯 (一定以上所得者)	老 課	

【自己負担上限月額】

通院・・・18,000円 入院・・・57,600円

上限を超えた医療費は高額療養費として支給しますので、領収証を添えて申請してください。

●所得制限

対象者及び同居の扶養義務者などの所得が限度額以上であるときは、助成を受けることができません。
(15歳到達後の最初の3月31までの者を除く)

- 申請先／国保医療係

⑤精神疾患入院医療費助成

入院医療費（保険対象分）の自己負担分の3分の2を助成します。食事代は含みません。

- 対象者／精神疾患により入院している方
- 申込先／国保医療係

⑥重度障がい者(児)交通費助成

重度の障がいを有する方がハイヤー及びバスを利用する場合、又は自家用車を使用する場合に交通費の一部を助成します。

- 対象者
 - ・1・2級の下肢障がい者（児）、体幹機能障がい者（児）、視覚障がい者（児）、1級の心臓・腎臓・膀胱・呼吸器などの内部機能障がい者（児）、脳性マヒなどの原因による運動機能障がい者（児）のうち移動機能障がい者（児）の方
 - ・療育手帳A判定の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 助成額／年額20,000円（10月以降申請者年額10,000円）
- 利用会社
旭川ハイヤー協会加盟会社、みどりハイヤー、旭タクシー、道北バス、ホクレン比布給油所
- 申込先／福祉係

⑦精神障がい者交通費助成

精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている方がハイヤー及びバスを利用する場合、交通費の一部を助成します。

- 助成額／年額3,000円
- 申込先／福祉係

⑧腎臓機能障がい者(児)通院交通費助成

身体障害者手帳の交付を受け、人工透析療法を受けるための通院にかかる交通費の一部を助成します。
※助成を受けるには一定の要件があります

- 申込先／福祉係

⑨バス運賃割引制度

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方はバス運賃の50%が割引されます。

- 対象者／第1種～障がい者及び介護者 第2種～障がい者のみ
- 利用方法／乗車または降車時に手帳を提示（バス会社により異なります）

⑩JR運賃割引制度

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方が単独で乗車する場合は、100kmを超える区間のJR運賃の50%が割引されます。第1種の方は、介護者が同伴の場合は距離制限はありません。

- 利用方法／チケット販売窓口到手帳を提示

⑪タクシー利用料金割引制度

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方はタクシー料金の10%が割引されます。

- 利用方法／乗車時に手帳を提示

⑫高速道路利用料金割引制度

身体障害者手帳の交付を受けている方、並びにその介護者（介護者が運転の場合は身体障害者手帳第1種又は療育手帳第1種の交付を受けている方の介護をする場合が対象）が運転する自家用車の利用料の50%が割引されます。

●利用方法

身体障害者手帳、運転される方の免許証と自家用車の車検証などにより手続きします。

●申込先／福祉係

⑬航空運賃割引制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は航空運賃が割引されます。（割引率は航空会社によって異なる場合があります）

●対象者／第1種～障がい者及び介護者

第2種～障がい者のみ

●利用方法／チケット販売窓口到手帳を提示

⑭NHK受信料免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯で、世帯の住民税課税状況並びに手帳の等級によって免除を受けることができます。

●全額免除

- ・生活保護世帯の場合
- ・障がい者手帳所持者のいる世帯でかつ世帯構成員全員が町民税非課税の場合

●半額免除

- ・世帯主（契約者）が視覚及び聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けている場合
- ・世帯主（契約者）が身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合

●申込先／福祉係

⑮携帯電話基本使用料の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、基本料金等が割引になります。

●問合せ先／携帯電話各社又は携帯電話取扱店

⑯駐車禁止規制の適用除外

一定以上の等級を有する身体障がい者、療育手帳A判定、又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が利用する自動車公安委員会の認定を受けた場合、駐車禁止規制の場所に必要最小限の駐車をする事ができます。

●問合せ先／警察署

⑰特別児童扶養手当

身体又は知的などの障がい、精神疾患を有する20歳未満の児童を家庭で養育している父母に手当を支給します。

●支給額／1級…月額 55,350円、2級…月額 36,860円

（上記は対象児童1人当りの支給額）※所得が一定以上の場合、手当が支給されないことがあります

●申込先／福祉係

⑱障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護を必要とする在宅の方に手当を支給します。

●支給額／月額 15,690円 ※所得が一定以上の場合、手当が支給されないことがあります

●申込先／福祉係

⑲特別障害者手当

20歳以上で重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護を必要とする在宅の方に手当を支給します。

●支給額／月額 28,840円 ※所得が一定以上の場合、手当が支給されないことがあります

●申込先／福祉係

⑳心身障がい者(児)扶養共済制度

心身障がい者(児)の保護者が毎月掛金を納め、保護者が万が一亡くなったり、重度の障がいを有してしまったときに、残された障がい者に終身一定額の年金が支給されます。

●問合せ先／福祉係

㉑心身障がい者(児)施設通所費助成

療育訓練を受けるため、訓練施設などに通所する経費の一部を助成します。

●助成額

- ・JR又はバスを利用する場合は、運賃の2分の1を助成
- ・自家用車を利用する場合は、燃料の実費相当額を助成
- ・ハイヤー利用の場合は運賃の10分の9を助成（通常の交通機関での通所が困難な場合に限りです）

●申込先／福祉係

㉒自立支援医療の給付

●精神通院医療

統合失調症、躁うつ病、その他精神疾患を発症、通院による精神医療を継続的に受けなければならない方が対象で、医療費の自己負担の一部を助成します。

●更生医療

身体障害者手帳の交付を受けている方が、医師の診断により障がい部位を手術したり、治療することで日常生活能力が高まることが期待できる場合に、医療費の自己負担の一部を助成します。

●育成医療

身体に障がいのある児童が対象で、医師の診断により障がい部位を手術したり、治療することで日常生活能力が高まることが期待できる場合に、医療費の自己負担の一部を助成します。

●申込先／福祉係

㉓障がい福祉サービス

●対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病対象者、障がい児

●利用方法

町に利用申請をします。その後、担当職員が申請者の身体・生活状況などの調査（障害支援区分認定調査）を行うとともに、指定特定相談支援事業所にサービス等利用計画案作成を依頼します。提出された計画案や勘案すべき事項をふまえ、サービス内容が決定され、町から交付された受給者証に基づき、事業者（施設）とサービス利用の契約をすることになります。

●訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所などをして利用するサービスです。

種 類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅において入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。入院時にも一定の支援が可能です。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援などを行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）及び移動の援護等の外出支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間施設へ入所できます。
	重度障害者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

●日中活動系サービス

入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

種 類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療が必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な方に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A型＝雇用型 B型＝非雇用型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生命力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

●居宅系サービス

入所施設で住まいの場としてのサービスです。

種 類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方については介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。 ※サテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。

●利用者負担

月ごとに利用者負担が発生し、原則1割負担でサービスを利用できます。なお、所得により利用者負担額が設けられています。利用者負担額は利用するサービスの内容により軽減を受けることもできます。そのほか、高額障害福祉サービス費や特定障害者特別給付費などの負担軽減もあります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円
一般1	町民税課税世帯（所得割16万円未満）※	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は町民税課税世帯の「一般1」に含まれず、「一般2」となります

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者（施設に入所する18、19歳を除く）	障がいのある人とその配偶者
障がい児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●申請先／福祉係

㊤支援が必要な児童を対象としたサービス

●対象者

身体、知的、精神に障がいのある児童（発達障害含む）など支援が必要な方

●利用方法

町に利用申請をします。その後、指定障害児相談支援事業所にサービス等利用計画案の作成を依頼します。提出された計画案や勘案すべき事項をふまえ、サービス内容が決定され、町から交付された受給者証に基づき事業者とサービス利用の契約をすることとなります。

サービスの名称	内容
児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の児童に対して、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で通所支援の利用が困難な場合、居宅を訪問して支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

●利用者負担

月ごとに利用者負担が発生し、原則1割負担でサービスを利用できます。なお、所得により利用者負担額が設けられています（児童の世帯の所得などで判断）。利用者負担額は利用するサービスの内容により軽減を受けることもできます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	町民税非課税世帯	0円	
一般1	町民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者（施設に入所する18、19歳を除く）	障がいのある人とその配偶者
障がい児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●申請先／福祉係

㉕補装具の交付

身体障害者手帳の交付を受けている方が日常生活能力を向上させるため、医師の診断を基に障がい部位を補うことを目的として補装具の交付を受けることができます。住民税課税世帯の方は、費用の一部を自己負担していただきます。介護保険による要介護や要支援の認定を受けた方は、介護保険制度を優先していただきます。

- 交付種目／補聴器、車いす、特殊眼鏡、つえ、義肢・義足など
- 申込先／福祉係

㉖日常生活用具の給付

身体障害者手帳の交付を受け、一定以上の障がいのある方に日常生活に必要な用具の給付を行います。住民税の額及び収入に応じて一部を自己負担していただきます。介護保険による要介護や要支援の認定を受けた方は、介護保険サービスで福祉用具の貸与や購入をしていただきます。

- 申込先／福祉係

㉗身体障害者福祉協会

身体障害者の福祉の向上を目的に、会員の相互扶助などを行っています。

- 内容
 - ・管内スポーツ大会への参加
 - ・障がい者の集いの開催
 - ・研修旅行
- 問合せ先／福祉係

㉘上川中部基幹相談支援センター

比布町・当麻町・愛別町・上川町が共同で当麻町に開設しています。障がいの種別（身体・知的・精神・難病など）に関わらず、障がいのある方も地域で安心して暮らしていけるように、専門スタッフによる相談を行います。なお、障がい者虐待防止センターも兼ねていますので、虐待を見たり相談されたときは連絡をしてください。

- 内容
 - ・障がいに関する相談
 - ・虐待防止に関する相談・通報の受付
 - ・サービス等利用計画の作成
 - ・障がい者が暮らしやすい地域づくりに関することなど
- 対象者／障がいの種別に関わらず、本人や家族など
- 問合せ先／上川中部基幹相談支援センター

介護保険制度

【お問い合わせは】

- 保健福祉課介護保険係 85-4804
- 地域包括支援センター 85-2112

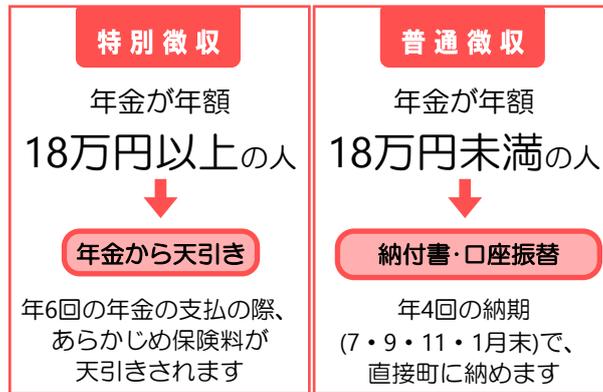
介護保険制度は40歳以上の方の保険料と税金で運営されています。40歳以上の方が保険料を納め、介護や支援が必要になった方の暮らしをみんなで支える制度です。保険料は「65歳以上の方」と「40歳以上64歳未満の方」とでは、算定方法と納め方が異なります。

● 65歳以上の方（第1号被保険者）

65歳以上の方の保険料は、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）から資格を喪失した前月まで納めます。算定方法は、比布町が定めた基準額をもとに、所得や世帯員の住民税課税状況によって決まります。また、納め方は特別徴収と普通徴収の2種類です。

● 40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

40歳以上65歳未満の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まります。国民健康保険に加入している方は、医療保険分と介護保険分をあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。社会保険に加入している方は、医療保険料と介護保険料をあわせて、給与から徴収されます。



① 認定申請

介護保険サービスを利用するためには要介護認定の申請をすることが必要です。この要介護認定は、その方は介護を必要としている状態にあるか、その介護を必要とする程度はどのくらいなのかについて認定を受けるための手続きです。

申請は本人又は家族が行うほかに、居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらうことができます。

● 申請に必要なもの

- ・ 介護保険被保険者証
- ・ かかりつけ医の氏名、病院名など

● 申請先／介護保険係

② 介護認定

調査員が訪問し、本人の心身の状況などについて「認定調査」を行い、かかりつけ医の「意見書」を添えて介護認定審査会に提出します。これらをもとに介護サービスが必要か審査し、どの程度必要なのかを判定します。

その結果、認定結果通知書と認定結果が記載された被保険者証が申請から原則として30日以内に送付されます。認定は6ヵ月～4年ごとに更新します。更新の手続きは、認定時と同じです。認定期間中であ

っても、心身の状況が変わったときには認定区分変更の申請ができます。
なお、認定審査会は比布町・当麻町・愛別町・上川町・鷹栖町が共同で当麻町に設置しています。

③介護(予防)サービス計画(ケアプラン)の作成

要介護1～5と認定され、在宅サービスを希望される場合は、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに依頼し、利用するサービスを決めて介護サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。
要支援1・2と認定された方は、比布町地域包括支援センターに介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成を依頼します。
施設入所の場合は、直接施設へ申し込みます。

在宅サービス

④通所介護(デイサービス)

通所介護施設で食事・入浴などの介護やリハビリテーションを日帰りで行います。

⑤通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで食事・入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを日帰りで行います。

⑥訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問して、洗濯や掃除などの「生活援助」、排せつや入浴の介護などの「身体介護」を行います。通院などのための乗車又は降車の介助も行います。

⑦訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士が訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

⑧訪問入浴介護

介護職員と看護職員が、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で訪問し、入浴介護を行います。

⑨訪問看護

病院や訪問看護ステーションから看護師などが訪問し、かかりつけ医と連携をとりながら、床ずれの手当、点滴の管理などの「診療の補助」や体の清潔を保ったり、排せつ介助など「療養上の世話」を行います。

⑩居宅療養管理指導(訪問指導)

医師、歯科医師、薬剤師などが通院の困難な方の自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

⑪福祉用具の貸与

車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具をレンタルします。

●対象用具

- ・特殊ベッドとその付属品
- ・床ずれ防止用具(エアーマットなど)
- ・車いすとその付属品
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- ・体位変換器
- ・移動用リフト(つり具以外)

- ・スロープ、手すり（工事を伴わないもの）
- ・認知症老人徘徊感知器
- ・自動排せつ処理装置（本体部分）

⑫福祉用具購入費の支給

入浴や排せつなどの日常生活にかかせない用具の購入費を支給します。

●対象用具

- ・腰掛便座
- ・移動用リフトのつり具
- ・自動排せつ処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽

※限度額 年間10万円

⑬住宅改修費の支給

在宅の高齢者が自宅で生活しやすいように、段差の解消や手すりの取り付けなど、小規模な住宅改修に対して、その費用を支給します。事前に町への申請が必要です。

●内容

- ・廊下や階段、浴室やトイレの手すりの取り付け
- ・段差解消のためのスロープ設置
- ・滑り防止のための床材変更
- ・引き戸などへの扉取り替え
- ・洋式便器などへの便器取替え

※限度額 20万円（原則1回限り）

⑭短期入所生活介護(ショートステイ)・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

在宅で介護する家族が、けがや病気になったり、冠婚葬祭のとき、介護疲れが心配される場合などに、在宅の高齢者が短期間施設に宿泊しながら介護や機能訓練を受けることができます。

⑮特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、食事、入浴のサービスや機能訓練などを受けられます。

⑯認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が共同で生活し、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排せつなどの日常生活の世話や機能訓練などを受けられます。

（要支援2以上の方が対象となります）

⑰介護予防・生活支援サービス

要支援認定を受けた方、又はサービスが必要な方を対象に、日常生活上のサービスを提供します。

※その他サービスにつきましてはお問い合わせください。

施設サービス

⑱介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設です。食事や入浴、排せつなどの介護、日常生活上の世話、健康管理及び療養上の世話を受けることができます。(原則、要介護3以上の方が対象となります)

⑲介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、在宅生活への復帰を目指すために、機能訓練、看護、介護に重点を置いたケアを必要とする方が入所する施設です。医学的管理下で介護、機能訓練、日常生活上の世話などが受けられます。

⑳介護医療院(療養型病床など)

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方が入院する医療・介護体制が整った施設です。医療、療養上の管理、看護、医学的管理下で介護、機能訓練が受けられます。

㉑施設に入所したときの食事代など

施設に入所(短期入所)している方は、施設サービス費の1割に加え、食費・居住費・日常生活費が自己負担となります。なお、住民税非課税世帯の方は食事・居住費の負担限度額が定められ、差額を介護保険から給付し負担が軽減されます。適用を受けるためには申請が必要です。

- 申請に必要なもの/介護保険被保険者証
- 設定期間/1年間(8月1日~7月31日)
- 申請先/介護保険係

助成制度など

㉒高額介護サービス費

介護サービスに係る1~3割の利用者負担が高額になる場合は、負担の上限額が決められています。1ヵ月の負担額が下記の金額を超えた場合に、超えた分の高額介護サービス費が支給されます。

- 申請に必要なもの/介護保険被保険者証、領収証、印鑑、振込先口座番号
- 申請先/介護保険係

㉓高額医療・介護合算制度

同じ世帯で、医療保険と介護保険の自己負担が高額になったとき、申請により限度額を超えた分が支給されます。国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方は役場国保医療係で、社会保険に加入している方は会社の担当窓口で支給の申請をします。

- ・毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます
- ・70~74歳の人と、後期高齢者医療制度の人は別々に計算します(合算はできません)
- 申請に必要なもの/印鑑、振込先口座番号
- 申請先/国保医療係

㊸社会福祉法人利用者・在宅サービス利用者の負担軽減

社会福祉法人の介護サービスを利用して、収入や資産の状況により利用料の負担が困難な方に、利用者負担額が一部減額になる制度があります。減額を受けるためには申請が必要です。

- 減額される額／利用料、食費、居住費25%（在宅サービス利用者は50%）
- 対象となる要件
住民税非課税で次の要件の全てを満たす方
 - ・前年の収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
 - ・申請日現在、預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
 - ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
 - ・負担能力のある親族などに扶養されていないこと（税扶養・保険証など）
 - ・介護保険料を滞納していないこと
 - ・生活保護を受給していないこと
- 申請に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・本人及び世帯全員の収入状況が確認できる書類（年金支払通知書、源泉徴収票など）
 - ・本人及び世帯全員の預金通帳の写し
- 認定期間／1年間（8月1日～7月31日）
- 申請先／介護保険係

㊹介護手当の支給

要介護3～5の認定を受けた住民税非課税者を在宅で介護している方に手当を支給します。

- 支給額／月額10,000円
- 申込先／介護保険係

㊺介護用品の支給

要介護3～5の認定を受けた住民税非課税者を在宅で介護している方に介護用品助成券を支給します。

- 支給額／月額3,000円（チケット交付）
- 申込先／介護保険係

高齢者への支援

【お問い合わせは】

- 保健福祉課福祉係 85-4804
- 地域包括支援センター 85-2112
- 社会福祉協議会 85-2943
- 保健センター（保健福祉課健康推進係） 85-2555
- 税務住民課住民環境係 85-4803

①総合相談

本人、家族、地域の方からの介護・医療・健康・福祉などさまざまな相談に対応し、適切なサービスの利用につなげます。

- 場所／地域包括支援センター

②生きがいデイサービス

在宅で生活している高齢者が、自立した生きがいのある生活を送るために、趣味活動や日常生活訓練などを行います。

●対象者

おおむね60歳以上の在宅高齢者で、介護保険による要介護（要支援）の認定にならない方

●内容

- ・生活指導
- ・給食
- ・日常生活動作訓練
- ・レクリエーション
- ・健康チェック
- ・趣味活動
- ・入浴
- ・送迎

- 場所／デイ・サービスセンターあそか苑

- 利用料／1日 1,400円

- 申込先／福祉係

③生きがいショートステイサービス

在宅で生活している高齢者に対し、見守りを行っている家族が不在になる場合に、老人ホームなどで一時的に養護し、日常生活の介護を行います。

●対象者

おおむね65歳以上の在宅高齢者であって、身体虚弱などの理由により在宅での生活が困難で、介護保険の要介護（要支援）認定にならない方

- 場所／特別養護老人ホームあそか苑

- 利用料／1日 2,400円

- 申込先／福祉係

④生きがいホームヘルプサービス

一人暮らしの高齢者の自宅にホームヘルパーが訪問し、食事や掃除など軽易な日常生活上の援助を行うことで自立した生活が継続して行えるよう支援します。

●対象者

おおむね65歳以上の単身世帯や高齢者の世帯で、日常生活上の援助を必要とし、介護保険の要介護（要支援）にならない方

- 内容／食材の買い物、食事の用意、衣類の洗濯、家屋内の整理整頓など日常生活上の軽易な援助

- 利用料／1時間 350円

- 申込先／福祉係

⑤除雪サービス

在宅で生活している高齢者などであって、身体的・家庭的理由により除雪が困難な場合に玄関までの通路、屋根の雪おろしなど生活する上で最低限必要な範囲の除雪を行います。

●対象者

おおむね65歳以上の在宅高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯並びに障がい者世帯又は母子世帯であって除雪が困難な方

●利用料／除雪にかかった費用の10%
(生活保護受給世帯は免除)

●申込先／福祉係

⑥門口除雪サービス

在宅で生活している高齢者などであって、除雪車の除雪後に道路と住宅入口の境界付近に残されている雪のかたまりを除雪することが困難な場合に小型除雪車を使って取り除きます。

●対象者

75歳以上の在宅高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯並びに障がい者世帯又は障がい者と同居者が75歳以上の世帯であって除雪が困難な方

●利用料／無料

●申込先／福祉係

⑦配食サービス

調理が困難な高齢者に対し、定期的に自宅に訪問して栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。

●対象者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び障がい者世帯であって、虚弱や心身などの障がいの理由により調理が困難な方

●サービス内容

週3回夕食を宅配(月曜・水曜・土曜)

●利用料／1食450円

●申込先／福祉係

⑧寝具洗濯乾燥消毒サービス

寝具類などの衛生管理のため、水洗い及び乾燥消毒などのサービスを行います。

●対象者

おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び障がい者世帯であって、家族などによる寝具類の衛生管理が困難な方

●利用料／1回600円

●申込先／社会福祉協議会

⑨介護用品の助成

在宅で療養中又は障がいのために介護を必要とする方の介護用品を購入する際に1万円以上5万円を限度として、購入価格の2分の1を助成します。ただし、介護保険をはじめ、他の制度が利用できる場合は助成できません。

●申込先／社会福祉協議会

⑩緊急通報システムの貸与

一人暮らしをされている高齢者などが急病や災害が起きたときに消防に連絡できる通報装置を貸与します。

●通報装置の機能

非常時にボタン一つで自動的に消防へ通報できます。通報装置の設置と同時に熱とガスのセンサーを取り付けますので、火災などのときに自動的に通報装置が作動します。

● **対象者**

おおむね65歳以上で虚弱、病気がちな単身世帯、高齢者世帯、これに準ずると認められる世帯、障がい者世帯

● **利用料**／月額500円（ただし、回線が必要な場合は別途料金月額1,100円かかります）

● **申込先**／福祉係

⑪車いすの無償貸与

在宅で身体の不自由な方に車いすを無償で貸与し、日常生活の支援を行います。

● **対象者**

在宅の寝たきり高齢者や身体の不自由な方

● **申込先**／社会福祉協議会

⑫宅配サービス

高齢者の世帯や身体障がい者又は要介護認定者で役場窓口に出向くことが困難な方へ各種証明書を宅配します。

● **対象者**

満75歳以上の高齢者、身体障害者手帳2級以上又は要介護3以上のみの世帯

● **取扱証明書**

- ・住民票の写し、印鑑登録証明書
- ・所得証明書、課税証明書、非課税証明書
- ・所得課税証明書、納税証明書
- ・固定資産評価通知書、固定資産評価証明書

● **受付日時**

月曜から金曜（役場開庁日）

午前9時～午後5時

● **宅配時間**

- ・受付翌日以降の役場開庁日であって

午前10時～午後3時

（希望日に配達できないこともあります）

● **宅配手数料**

無料（各証明書の発行手数料は必要）

● **請求方法**

必要事項（住所、氏名、証明書の種類、枚数）を電話で申し出請求

● **受取方法**

宅配時に申請書に必要な事項を記入し、本人確認できるものを提示し、料金（お釣のないようにご準備ください）と引き換えに受取り

● **申込先**／戸籍年金係・税務係

⑬権利擁護

高齢者虐待を発見した場合の通報、高齢者本人や養護者から相談を受け、関係機関と連携して高齢者の権利を守ります。

また、認知症などで判断力が低下して財産の管理や日常生活上の契約などに不安がある方へ成年後見制度などの活用を支援します。

● **問合せ先**／地域包括支援センター

⑭旭川地域“SOSやまびネットワーク”

認知症を持つ方、もの忘れのある方の行方がわからなくなったときにネットワークを利用して早期発見に努めます。

●ネットワークの利用の仕方

- ・電話で駐在所に連絡し、体格や人相、着衣の特徴などを伝えます
- ・家族の同意を得て捜索協力団体に連絡票をファックスし捜索を依頼します
旭川地区ハイヤー協会、道北バス、旭川電気軌道、ラジオ局など

●連絡先

比布駐在所 85-2225
蘭留駐在所 85-3139

⑮介護予防

介護が必要となる状態を予防し、いつまでも元気に過ごせるよう支援します。

●対象者／おおむね65歳以上の方

●内容

- ・運動器の機能向上
- ・口腔機能の向上
- ・認知症予防と支援
- ・閉じこもり、うつ予防と支援

●申込先／地域包括支援センター

⑯高齢者記念品

長年にわたり、社会発展に寄与された高齢者に対し、敬愛の意を表するために記念品を贈り、その長寿を祝福します。

●対象者／町内に6カ月以上在住し、基準日に満88歳の方

⑰高齢者の予防接種

予防接種費用を助成します。

予防接種名	対象年齢	時期	場所
インフルエンザワクチン	65歳以上の方（接種時年齢） 60～64歳までの方で一定の障がいのある方 ※一部自己負担があります	10月～ 翌年1月	旭川市内の予防接種 実施医療機関 ・ びっぶクリニック
肺炎球菌感染症ワクチン	65歳の方（接種年齢） 60～64歳までの方で一定の障がいのある方 ※一部自己負担があります	通年	
コロナウイルスワクチン	65歳以上の方（接種時年齢） 60～64歳までの方で一定の障がいのある方 ※一部自己負担があります	10月～ 翌年1月	

※生活保護、住民税非課税世帯は無料

●問合せ先／保健センター

⑱一人暮らし高齢者等 ごみ戸別収集

一人暮らしの高齢者世帯の方などで、家庭からでるごみをごみステーションなどの集積場所に自身で持ち出すことが困難な世帯の方を対象に、自宅の玄関先から戸別にごみの収集に伺います。

●対象世帯

- ・要介護認定者で一人暮らしの世帯
- ・要介護認定者の世帯で、世帯員のいずれもが高齢、障がい、傷病又は年少者などのいずれかに該当する世帯
- ・要介護認定には該当しないが、ごみを持ち出すことが困難な世帯

●収集日／月曜

●申込先／住民環境係

⑱高齢者等移動支援サービス(びびたく)

高齢者や障がい者、要介護認定者で外出の際の移動手段に困っている方に玄関から玄関(ドア・ツー・ドア)までの送迎を行います。利用するためには事前に利用者登録が必要です。

●対象者

自動車運転免許証を保持していない又は自動車運転免許証を保持していても自動車を保有していない方で、自動車を自分で乗降できるいずれかに該当する方

- ・65歳以上の方
- ・障害者手帳の交付を受けている方
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ・要介護認定を受けている方

●内容

- ・日常の生活送迎サービス
(買物、床屋、金融機関などの手続きで利用する場合)
- ・通院送迎サービス
(歯科医院、整骨院などに通院する場合)
- ・集会・つどい送迎サービス
(白寿大学、町内会行事などに参加する場合)
- ・余暇活動送迎サービス
(パークゴルフ、遊湯びっぴ、友人宅などに行く場合)

●送迎範囲／町内

●申込先／福祉係

●予約先／専用電話 85-4800

高齢者の生きがいづくり

【お問い合わせは】

- | | | | |
|------------|---------|--------------|---------|
| ● 保健福祉課福祉係 | 85-4804 | ● 教育委員会文化振興係 | 85-2262 |
| ● 高齢者事業団 | 85-2050 | ● 社会福祉協議会 | 85-2943 |

①各種サークル・教室活動

町内にはさまざまなサークルや教室があり、趣味を通じて仲間と知り合い楽しい時間を過ごすことができます。町内の方ならどなたでも加入できます。

● 主なサークル・教室

カラオケ、日本舞踊、フォークダンス、フラダンス、民謡、俳句、ペン字、書道、社交ダンス、大正琴、吹奏楽、和太鼓、合唱、ピラティス、ヨガ

● 公民館教室（子ども対象）

書道、珠算、将棋

● 問合せ先／文化振興係

②老人クラブ活動

老人クラブは、高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行っています。

また、町内4つの老人クラブが集まる老人クラブ連合会では、教養文化活動、娯楽活動、健康保持活動など、高齢者相互の交流や生きがいづくりを行っています。

● 内容

- ・ 社会奉仕作業
- ・ スポーツ大会への参加
- ・ 文化祭
- ・ 健康づくりパークゴルフ大会
- ・ 教養講座

● 問合せ先／福祉係・各单位老人クラブ

③老人クラブ趣味の愛好会活動

趣味の愛好会は現在5団体あり、老人クラブに加入されている方ならどなたでも加入できます。

● 愛好会

- ・ 寿カラオケ愛好会
- ・ 陶芸愛好会
- ・ フォークダンス愛好会
- ・ いきいき体操クラブ
- ・ 民謡愛好会

● 問合せ先／福祉係・各愛好会

④白寿大学

高齢者相互の親睦と生涯学習の場として「白寿大学」を開設しています。各種の教養講座や体験学習のほか、社会見学や修学旅行など楽しく活動しています。60歳以上の方ならどなたでも入学できます。

● 問合せ先／文化振興係

⑤高齢者事業団

高齢者の経験や技術を生かして、健康で生きがいのある生活を送るための自主的な組織です。会員相互

の親睦を深め、奉仕の精神を大切にしながら社会参加を図ります。

- 対象者／60歳以上で働く意欲のある方
- 問合せ先／高齢者事業団

⑥ふれあいきいきサロン

地域で生活する高齢者が自宅近くの会館などに集い、参加者同士のふれあいを通じて、生きがいづくりや仲間づくりの場をつくれます。

- 問合せ先／社会福祉協議会

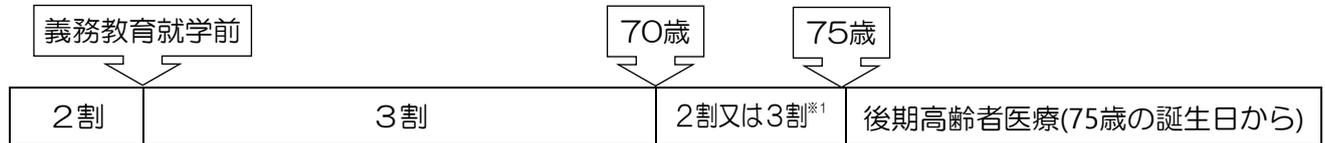
国民健康保険制度

【お問い合わせは】

● 保健福祉課国保医療係 85-4804

①医療機関での窓口負担の割合

医療機関などで受診するときの窓口負担の割合は年齢と所得で異なります。



※1.住民税の課税所得が145万円以上ある方が同一世帯にいる方（現役並み所得者）。ただし、世帯収入が次に該当する場合は、申請し認定を受けると2割負担

- ・加入者が1人の世帯 …………… 383万円未満
- ・同一世帯に加入者が2人以上いる世帯… 520万円未満

②保険税

保険税は、「医療給付費」「後期高齢者支援金」「介護納付金」の合計額からなり、納税義務者は世帯主になりますので、納税通知書は世帯主あてに送られます。（世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合を含みます）

※『介護納付金』は40歳～64歳までの方に課税され、65歳からは介護保険制度の保険料を納付

1) 保険税は、次の4つの方法を組み合わせて計算され、世帯ごとの保険税が決められます。

所得割	世帯の前年所得に応じて計算
均等割	世帯の加入者数に応じて計算
平等割	1世帯あたりの額

2) 保険税は、加入資格が発生した月から納めます。年度の途中で加入した場合または脱退した場合は月割で計算します。

●保険税の減額

1) 所得による減額

国民健康保険加入者（加入者でない世帯主含む）の前年の所得合計で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者の数-1)	7割軽減
43万円+29万×(被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)	5割軽減
43万円+53万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)	2割軽減

※軽減判定には、青色専従者給与・事業専従者控除・譲渡所得に係る特別控除の適用はありません。また、青色専従者給与などは軽減判定所得に含みません。

※給与所得者とは給与収入55万円を超える方と、公的年金等収入60万円(65歳以上は110万円)を超える方です。

※被保険者数には、国保被保険者から後期高齢者医療制度へ移行した方を含みます。

2) 後期高齢者医療制度への移行に伴う減額

現在加入している保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入された方と同一の保険に加入していた75歳未満の方が、下記に該当する場合は軽減を受けられます。

■国保加入世帯で、75歳未満の方が引き続き国保に加入する場合

- ・国保税の減額を受けている世帯…世帯構成や収入に変更がない場合は、今までと同じ減額が受けられます
- ・国保加入者が1人になる場合……5年間平等割が半額になります。5年経過後は3年間平等割が4分の1減額となります

■65～74歳の方で、社会保険の被扶養者から新たに国保に加入する場合

- 所得割……………免除されます
- 均等割……………半額になります
- 国保加入者が1人になる場合……平等割が半額になります

3) 未就学児にかかる均等割の減額

子育て世帯の負担軽減をはかるため、国民健康保険に加入している未就学児にかかる均等割の5割を減額します。(所得による減額を受けている場合、残りの均等割額の5割が減額となります)
この減額を受けるための手続きは必要ありません。

4) 倒産などにより失業した方の減額(非自発的失業者の軽減)

- 軽減される期間/退職した日の翌日からその翌年度末まで
- 軽減内容/前年の給与所得を30/100として算定

●保険税の減免

災害等で重大な被害を受けたときやその他の特別な事情で生活が困窮し、保険税を納めることが困難な方については、保険税が減免になる場合があります。

③高額療養費・入院した時の食事代など

●高額療養費

1カ月の医療費の自己負担額が次の限度額を超えたとき、超えた額が支給されます。

70歳未満の方

区分(所得)	自己負担限度額		認定証
	3回目まで	4回目以降	
901万円超	$252,600円 + (\text{総医療費}^{*1} - 842,000円) \times 1\%$	140,100円	限度額適用認定証
600万円超～901万円	$167,400円 + (\text{総医療費}^{*1} - 558,000円) \times 1\%$	93,000円	
210万円超～600万円	$80,100円 + (\text{総医療費}^{*1} - 267,000円) \times 1\%$	44,400円	
210万円以下	57,600円	44,400円	
住民税非課税	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証

70歳以上の方

区分		自己負担限度額		認定証
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者 ^{※2}	課税所得690万円以上	$252,600円 + (\text{総医療費}^{*1} - 842,000円) \times 1\%$ (4回目以降140,100円)		不要
	課税所得380～690万円未満	$167,400円 + (\text{総医療費}^{*1} - 558,000円) \times 1\%$ (4回目以降93,000円)		限度額適用認定証
	課税所得145～380万円未満	$80,100円 + (\text{総医療費}^{*1} - 267,000円) \times 1\%$ (4回目以降44,400円)		
一般 (課税所得145万円未満)		18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 (4回目以降44,400円)	不要
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ ^{※3}	8,000円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証
	低所得Ⅰ ^{※4}		15,000円	

※1. 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です

※2. 同じ世帯に基準所得以上(課税所得145万円以上かつ収入383万円以上、2人以上の場合は520万円以上)の70歳以上75歳未満のこくほ被保険者がいる方

※3. 同一世帯の世帯主及びこくほ被保険者全員が住民税非課税の方

※4. 同一世帯の世帯主及びこくほ被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除額(公的年金については控除額80万円)を差し引いたときに0円となる方

●入院した時の食事代など

入院した時は、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部をお支払いいただきます。療養病床に入院する65歳以上の方は食費と居住費を負担することになります。

区 分		療養病床以外への入院 (食事療養費標準負担額) 1食につき	療養病床への入院 (生活療養費標準負担額)	認定証
上位所得者・現役並み所得者・一般		指定難病、小児慢性特定 疾病の方 260円 上記以外の方 460円	(食 費) 1食につき 460円* (居住費) 1日につき 370円	不要
住民税 非課税世帯	低 所得 世 帯	90日以内の入院	210円	限度額適用・ 標準負担額減額 認定証
		過去12カ月で 90日を超える入院	160円	
	低所得者Ⅰ	100円	(食 費) 1食につき 130円 (居住費) 1日につき 370円	

※一部医療機関では420円

住民税非課税世帯の方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に表示すると、自己負担限度額や食事代が上記の額に減額されます。

④療養費

次のような場合、医療費をいったん全額支払いしていただき、申請して認められると自己負担分を除く金額が後日支給されます。

- ・ギブス、コルセットなどの治療用装具を購入したとき（医師の「治療上必要がある」と書かれた証明書が必要）
- ・急病やけがなどで、やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けたとき
- ・医師が必要と認め、あんま、はり、マッサージなどを受けたとき（医師の同意を得て治療を受けた場合に限る）
- ・海外で診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合を除く）

⑤出産育児一時金・葬祭費・移送費など

● 出産育児一時金

出産したときは、世帯主に50万円を支給し、死産や流産の場合でも妊娠85日以上のおときには支給対象となります。

● 葬祭費

加入者が死亡したときは、葬祭を行う方に3万円を支給します。

● 移送費

医師の指示により、緊急かつやむを得ず入院・転院で移送費がかかった場合に支給します。

● 訪問看護療養日

主治医の指示で訪問看護を利用したときは、自己負担割合で受診できます。

⑥保険証が使えない診療

◎ 保険診療以外のもの

- ・ 保険のきかない治療や薬
- ・ 差額ベッド料
- ・ 健康診断、集団検診、予防接種
- ・ 美容整形や歯列矯正
- ・ 妊娠中絶

◎ 交通事故など第三者から傷害を受けた場合

◎ 業務上又は通勤途上の傷害で労災保険の適用が受けられる場合

- ・ 交通事故や労働災害などの治療の場合には、国保窓口に届出が必要
- ・ 加害者から治療費用を受取ったり、示談が成立したりすると、国保が立替えた医療費を被保険者から返還していただくことがあります

☆☆このようなときは**14日以内**に国保窓口に届け出を☆☆

このようなとき	必要なもの
転入したとき	転出証明書
職場の健康保険をやめたとい、被扶養者でなくなったとき	健康保険脱退証明書
健康保険の任意継続が終了したとき	任意継続の保険証または健康保険脱退証明書
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	保険証、母子手帳
転出するとき	保険証
職場の健康保険に加入したとき、被扶養者となったとき	保険証、健康保険の保険証または健康保険加入証明書
死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
住所・世帯主・氏名が変わったとき	保険証
保険証を汚したり、なくしたとき	保険証（汚したとき）

後期高齢者医療制度

【お問い合わせは】

● 保健福祉課国保医療係 85-4804

①対象者

75歳以上の方(75歳の誕生日から加入)又は65歳から74歳で、一定の障がいのある方(申請が必要です)。

一定の障がいのある方とは、

- ・国民年金などの障がい年金1、2級を受給されている方
- ・身体障害者手帳の1～3級と4級の一部の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の1、2級の方
- ・療育手帳のA（重度）の方

②保険料

保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。年度の途中で加入したときは、加入した月から月割りになります。

均等割 加入者全員が均等に負担 51,892円	+	所得割 本人の前年の所得に応じた額 所得金額 ^{*1} ×10.98%	=	1年間の保険料 限度額66万円 (100円未満切捨)
--------------------------------------	---	---	---	---

※1.所得割の計算に用いる所得金額は、前年の総所得金額等から基礎控除額を控除した金額となります。

●保険料の軽減

次に該当する方は、保険料の軽減を受けられます。

1) 所得に応じた均等割の軽減

加入者と世帯主（加入者でない世帯主を含む）の所得の合計で判定します。

_____の部分は世帯に給与所得者が2人以上いる場合に計算します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等 [※] の数-1)	7割軽減
43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等 [※] の数-1)	5割軽減
43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等 [※] の数-1)	2割軽減

※「給与所得者等」とは以下のいずれかに該当する方です。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が125万円(65歳未満の場合は60万円)を超える方

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

2) 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

被用者保険の被扶養者からこの制度に加入された方は下記のとおりとなります。

ただし、1)の均等割で7割軽減に該当する場合は7割軽減が優先されます。

※被用者保険とは、全国健康保険教官管掌健康保険組合・組合管掌健康保険・共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことで、市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません

均等割額	5割軽減(25,946円)(制度加入から2年を経過する月まで)
所得割額	かかりません(負担なし)

●保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な場合は、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。

③医療機関での窓口負担の割合

前年の所得をもとに負担区分毎に分類され、8月から翌年7月までの負担割合を毎年判定します。

区分	要件	負担割合
現役Ⅲ	住民税の課税所得 ^{※1} 690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	現役並み所得者 3割
現役Ⅱ	住民税の課税所得 ^{※1} 380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	
現役Ⅰ	住民税の課税所得 ^{※1} 145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	
一般Ⅱ	住民税課税世帯で同一世帯に課税所得 ^{※1} 28万円以上の被保険者の方がいる場合に、「年金収入+年金以外の合計所得金額 ^{※2} 」が ●被保険者が1人の世帯 →200万円以上 ●被保険者が2人以上の世帯→320万円以上の方	一定以上所得者 2割
一般Ⅰ	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方	1割
区分Ⅱ	住民税非課税世帯で区分Ⅰに該当しない方	
区分Ⅰ	住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除。）または老齢福祉年金を受給している方	

※1.「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）であり、確定申告書（所得税）に記載された課税される所得金額とは異なります。

※2.給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

④高額療養費・入院したときの食事代など

●**高額療養費** 1カ月の医療費の自己負担額が次の限度額を超えたとき、超えた額が支給されます。

区分	外来〔個人単位〕	外来+入院〔世帯単位〕	認定証
現役Ⅲ	252,600円+（総医療費 ^{※1} -842,000円）×1%（4回目以降140,100円）	（4回目以降140,100円）	不要
現役Ⅱ	167,400円+（総医療費 ^{※1} -558,000円）×1%（4回目以降93,000円）	（4回目以降93,000円）	限度額適用認定証
現役Ⅰ	80,100円+（総医療費 ^{※1} -267,000円）×1%（4回目以降44,400円）	（4回目以降44,400円）	
一般Ⅱ	18,000円（年間上限額144,000円 ^{※2} ）	57,600円（4回目以降44,400円）	不要
一般Ⅰ	18,000円（年間上限額144,000円 ^{※2} ）	57,600円（4回目以降44,400円）	
区分Ⅱ	8,000円（年間上限額144,000円 ^{※2} ）	24,600円	減額認定証
区分Ⅰ	8,000円（年間上限額144,000円 ^{※2} ）	15,000円	

※1.総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。

※2.年間上限額は1年間（8月1日～翌7月31日）のうち1割または2割負担の自己負担額合計のことです。

●**入院した時の食事代など**

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部をお支払いいただきます。

区分		療養病床以外への入院 (食事療養費標準負担額)	療養病床への入院 (生活療養費標準負担額)
現役並み所得者・一般		1食につき460円	(食費)1食につき460円 [*] (居住費)1日につき370円
指定難病の医療受給者		1食につき260円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日以内の入院	(食費)1食につき210円 (居住費)1日につき370円
		過去12カ月で90日を超える入院	(食費)1食につき160円 (居住費)1日につき370円
	区分Ⅰ	世帯全員の所得が0円の方	(食費)1食につき130円 (居住費)1日につき370円
		老齢福祉年金を受給されている方	(食費)1食につき100円 (居住費)1日につき0円

※一部医療機関では420円

⑤療養費

次のような場合、医療費をいったん全額支払いしていただき、申請して認められると自己負担分を除く金額が後日支給されます。

- ギブス、コルセットなどの治療用装具を購入したとき（医師の「治療上必要がある」と書かれた証明書が必要）
- 急病やけがなどで、やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けたとき
- 医師が必要と認めた、あんま、はり、マッサージなどを受けたとき（医師の同意を得て治療を受けた場合に限る）
- 海外で診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合を除く）

⑥葬祭費・移送費など

●葬祭費

加入者が死亡したときは、葬祭を行う方に3万円を支給します。

●移送費

医師の指示により、緊急かつやむを得ず入院・転院で移送費がかかった場合に支給します。

●訪問看護療養日

主治医の指示で訪問看護を利用したときは、自己負担割合で受診できます。

⑦保険証が使えない診療

◎保険診療以外のもの

- 保険のきかない治療や薬
- 差額ベッド料
- 健康診断・集団検診・予防接種
- 美容整形や歯列矯正

◎交通事故など第三者から傷害を受けた場合や業務上又は通勤途上の傷害で、労災保険の適用が受けられる場合

- 交通事故や労働災害などの治療の場合には、国保窓口に届出が必要
- 加害者から治療費用を受け取ったり、示談が成立してしまうと、後期高齢者医療広域連合が立て替えた医療費を被保険者から返還していただくことがあります